

富士見周辺地区整備推進計画（骨子）

1. はじめに

富士見周辺地区には、富士見公園を中心に様々な市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっていますが、公園本来の緑地や広場が少なく、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復や、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能強化が求められています。こうした状況を踏まえ、富士見周辺地区の課題解決に向け、段階的に計画を取りまとめ、取組を進めてきましたが、これまでの計画策定から一定期間が経過したことから、各施設等の整備の進捗状況や事業を取り巻く状況変化等を踏まえ、平成30年3月に「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」を取りまとめ、これまでの方向性を一部見直しました。

この富士見周辺地区整備推進計画（以下、「整備推進計画」といいます。）は、平成30年3月の方向性の見直しを踏まえ、これまでの計画を統合再整理し、今後の再編整備の方針を定めるものです。

2. 計画策定に向けた基本的な考え方

<1. 富士見周辺地区の範囲>

富士見周辺地区とは、国道15号、国道409号、富士見鶴見駅線、川崎駅扇町線（新川通り）の4つの幹線道路で囲まれた約93haの区域であり、富士見1、2丁目、榎町、宮前町、新川通、境町、大島1丁目が含まれています。

<2. 川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想での位置づけ>

川崎区のまちづくりに関する総合的な方向性を示した「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想（平成19年3月）」において、富士見周辺地区については、次のような方向性が示されています。

【川崎駅周辺地区の活性化と魅力の向上をめざして】

- ・富士見公園周辺地区は、川崎駅周辺地区との連携を強め、まちの回遊性を高めるとともに、スポーツやレクリエーションなど、市民が自由時間を豊かに過ごすことのできる場として位置づけ、富士見公園の再整備や公共施設の再配置・再整備を検討します。
- ・富士見公園等を核にして、老朽化した分譲マンション団地の建替え等、居住環境の改善と優良な都市型住宅の形成を図ります。

【富士見公園や身近な公園の充実をめざして】

- ・総合公園である富士見公園は、富士見公園周辺のまちづくりと連携しながら、都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やスポーツ・レクリエーション活動の場を確保し、「富士見周辺地区整備基本計画」に基づく公園機能の再整備に努めます。

<3. 整備推進計画の対象地域>

富士見周辺地区約93haのうち、富士見公園と富士見中学校からなる地区は、大規模な富士見公園に加えて、様々な市民利用施設が集積した富士見周辺地区の中心となる地区です。この地区は富士見周辺地区全体のまちづくりの根幹をなす地区となるため、富士見周辺地区整備基本計画（以下、「基本計画」といいます。）では「重点整備地区」と位置付けています。この重点整備地区について、総合的・一体的な整備に市が先導的に取り組むことで、富士見周辺地区全体のまちづくりに波及効果を及ぼすことが期待されます。また、川崎区の都市構造の視点からも、広域的なまちづくりの牽引役となることも期待されます。

そこで、この整備推進計画では、重点整備地区を中心に、重点整備地区の総合的・一体的な整備を進める上で必要な隣接地（旧中島保育園跡地や民有地など）を含めた合計約20.6haを対象に再編整備の方針を定めます。
※基本計画等での計画対象地域（重点整備地区の隣接地）のうち、現在整備済の市立川崎高等学校や川崎区道路公園センターについては今回の計画対象地域から除外し、市民館機能の移転により今後改修予定のある労働会館を計画対象地域に新たに編入

整備推進計画での計画対象地域



<4. 計画策定時の富士見周辺地区の課題>

計画対象地域には、富士見公園や、競輪場、教育文化会館、県立川崎図書館（現在は移転し、建物が存置）、川崎市体育館（現在は、取り壊し『カルッツかわさき』としてオープン）、富士見中学校などの周辺市民利用施設等公共施設があり、それぞれ次のような課題がありました。

課題①富士見公園『公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が必要』

富士見公園内には様々な市民利用施設が立地しており、市民の様々な活動の拠点となっています。一方で、多数の市民利用施設に加え、本来、都市公園施設になじまない競輪場が立地していることで、公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が求められています。

また、川崎都心と多摩川、臨海部とを結ぶ軸の交点に位置することから、川崎駅周辺における拠点機能の強化や多摩川沿いの土地利用転換などを視野に入れた、景観の形成が求められています。

課題②市民利用施設等公共施設『老朽化や耐震面などで課題のある施設が多数あり、施設の更新・再整備が必要』

富士見周辺地区の重点整備地区及びその周辺に立地する市民利用施設には、老朽化や耐震面などで課題のある施設が多数ありますので、施設の更新・再整備が必要となっています。

また、富士見公園に隣接する富士見中学校はグラウンド面積が不足しており、教育環境の向上を図るため、運動の場を確保する対策を優先的に進めていく必要があります。

富士見周辺地区の範囲



川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想における都市構造方針図



<5. これまでの計画概要>

(1) 富士見周辺地区整備基本計画【平成20年3月策定】

富士見周辺地区には、富士見公園を中心に様々な市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっていますが、公園本来の緑地や広場が少ないことや市民利用施設の老朽化への対応などが課題となっていることから、これらの課題を解決するための基本的な整備方針を策定しました。

<整備に関する基本的な考え方>

【整備目標①】 富士見公園の再生

公園本来の機能である緑地や広場の確保に努め、都心における総合公園にふさわしい都市公園としての機能回復を図ります。

将来像 緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園

<整備に関する基本的な考え方>

【整備目標②】 スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

市民利用施設については、市民の利便性の向上や安全性の確保に努めるとともに、都心にふさわしいスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図ります。

富士見周辺地区整備基本計画での各施設の再編整備の方向性

市民利用施設等公共施設	再編整備の方向性
川崎競輪場	公園との調和に配慮した上で、既存バンクを活用し現位置でコンパクト化するとともに、できる限り多目的な活用ができることをめざす。
富士見中学校	教育環境の向上を図ることは、最重要課題の一つであることから、実現可能性の高い方策を早期に行い、実態的に教育環境の向上を図ることをはじめとして、段階的な対応を図る。
川崎球場	アメリカンフットボールやフットサル等のスポーツが開催可能な、観覧席のある長方形競技場として整備する。
教育文化会館	立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る。
県立川崎図書館	県立川崎図書館については、基本計画に基づく整備と連携が図れるよう県と調整を図る。
川崎市体育館	体育館機能と教育文化会館の大ホール機能を併せ持つ市民アリーナとして改築し、その際公園北側の児童プールなど、合築可能な施設の複合化を図る。
駐車場・駐輪場	路上駐車等の迷惑行為が行われないよう、富士見公園及び周辺市民利用施設において必要な駐車場・駐輪場を確保する。

(2) 富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）【平成22年3月策定】

基本計画に基づき整備実施計画の策定に向けた取組を進め、その取組状況を平成21年12月に「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方」として取りまとめ、改めて市民意見を伺い反映した結果を取りまとめました。

整備に向けた基本的な考え方として、周辺のまちづくりとの連携など、今後配慮していくべきことを踏まえながら段階的な整備を図るとともに、事業の関連性を踏まえ、再編整備の検討を進めることとしました。

(3) 富士見周辺地区整備実施計画【平成23年3月策定】

公園・各施設の段階的な整備の推進に向け、公園再生の基本的な考え方、エリア別公園整備方針、各施設の整備の考え方、整備手順などを取りまとめ、概ね10年程度の整備スケジュールを示し、再編整備を行うこと

を目指すものとして策定しました。

<公園再生の基本的な考え方>

- 基本計画における公園整備の基本方針
- ①緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出
 - ②緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出
 - ③開放的で緑豊かな空間の創出
 - ④回遊性の高い歩行空間の創出
 - ⑤安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出
 - ⑥賑わい機能の創出

- +
- ◎エントランスゾーンの整備
 - ◎プロムナード的空間の整備
 - ◎緑地・広場の段階的な整備

富士見周辺地区整備実施計画でのエリア別公園整備方針（概要）

エリア	整備方針
エントランスゾーン	富士見公園の新たな顔となり、イベントや交流の場となる多目的広場を整備するとともに、公園と調和し、大規模な集客に対応できるバスロータリー機能を配置する。
公園北側広場	スポーツ・文化複合施設や公園施設との調和を図りながら、市民が様々な利用できる緑に囲まれた多目的空間を整備する。
イチョウ並木	整然と樹木の並んだ景観軸の形成をめざして整備する。
プロムナード（周遊園路）・南側緑地・広場	ジョギングや散歩など、市民が往来する緑豊かな園路・広場を整備する。
コミュニティガーデン	地域コミュニティづくりの拠点施設として維持・整備する。
こども広場	親子で楽しむことのできる広場として維持・整備する。
運動広場	暫定広場としての富士見中学校の利用状況と調整を図りながら、市民が利用できる運動広場を整備する。
市民広場	市民が憩い、語らうことのできる広々とした芝生の広場として維持・整備する。
長方形競技場周辺	周辺に緑を配置したスポーツ活動の拠点となる賑わい空間を整備する。
富士見球場	富士見中学校の教育環境の向上と連携した野球場をめざす。

エリア別公園整備方針に対応するイメージ図



富士見周辺地区整備実施計画での各施設の整備方針（概要）

施設	整備方針
スポーツ・文化複合施設 (現スポーツ・文化総合センター)	アリーナとホールを別で設置（アリーナ1,300席程度、ホール2,000席程度）し、体育館・児童プール・テニスコート2面程度の敷地に整備する。
市民館・区役所	教育文化会館の市民館機能と川崎区役所を基本に、必要な機能を整理し、具体的な検討を進める。
北側施設（児童プール・テニスコート・弓道場・相撲場・駐車場）	テニスコートは12面を維持し、共用駐車場はテニスコート下部への多層化を検討する。また、児童プール・相撲場は公園北側地区の屋外施設として再編し、弓道場（和弓・洋弓）はスポーツ・文化複合施設へ複合化する。
駐車場	各施設の附置義務駐車台数は、施設利用者の利便性を考慮し各施設に整備するとともに、公園全体として使用できる共用駐車場の整備を検討する。
川崎競輪場	段階的コンパクト化を実施し、敷地の一部を公園区域に編入し、メインスタンドの耐震化を実施する。また、多目的な市民利用としてイベント利用や市民開放などを検討するほか、まちづくりの視点や長期的展望を視野に入れ、将来の競輪場のあり方を継続的に検討する。
長方形競技場	段階的整備を実施し、「ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり」の考え方等を踏まえ、整備可能な競技フィールド等を検証しながら整備する。第1段階整備では、既存施設を活用し4,000席程度の観覧席を整備し、第2段階整備は、競技需要等を踏まえて整備時期・規模等を総合的に判断する。

**スポーツ・文化総合センター
(愛称:カルッツかわさき)**



- PFI 事業として H26 工事着手
- H29.10『カルッツかわさき』としてオープン
- 教育文化会館大ホール機能や弓道場を移転（大体育室観覧席 1,512 席、ホール 2,013 席）

テニスコート

**管理事務所
(旧南部公園事務所)**

旧弓道場 **相撲場** **駐車場**

- テニスコートは10面で稼働（スポーツ・文化総合センター整備前は12面）
- 旧南部公園事務所は現在、管理事務所として使用
- 弓道場は、スポーツ・文化総合センターへ移転（建物は現在存置）

川崎競輪場



- 平成25年度 西スタンド、選手管理棟整備完了
- 平成27年度 メインスタンド耐震補強工事完了
- 平成30年度 既存施設除去・外構工事完了
- ⇒一部敷地を公園へ返還（第1段階のコンパクト化完了）

労働会館



- 現在の教育文化会館内の市民館機能を労働会館に移転予定
- 1～3階を市民館とし、ホール及び4～5階を労働会館として、今後改修予定

**長方形競技場
(愛称:富士通スタジアム川崎)**



- 平成26年度 スタンド工事完了
人工芝張替
⇒第1段階整備完了
ネーミングライツ導入
『富士通スタジアム川崎』
- 平成27年度 施設全体の供用開始
指定管理者制度導入

こども広場(整備済箇所) **こども広場(未整備箇所)**



- 平成18年度 旧中島保育園跡地部分を整備
⇒既存広場との一体活用が可能に
- 平成27年度 隣接する北側民有地を取得
⇒平成31年度整備予定

< 6. 現在までの主な整備状況と事業を取り巻く状況変化 >

(1) 現在までの主な整備状況

富士見周辺地区整備実施計画（以下、「実施計画」といいます。）策定後、富士見周辺地区では施設等の整備を段階的に進めてきました。

長方形競技場は、スタンド工事・人工芝張替を行い、平成26年度に第1段階整備が完了しました。

川崎競輪場は、西スタンド・選手管理棟の整備やメインスタンドの耐震補強工事、コンパクト化に向けた既存施設の除却工事などを行い、平成30年10月に第1段階のコンパクト化が完了し、一部敷地を公園へ返却しました。

スポーツ・文化複合施設（現 スポーツ・文化総合センター）は、公園北側にあった弓道場（和弓・洋弓）や教育文化会館の大ホール機能を移転するとともに、整備前の体育館機能と複合化し、平成29年10月に『カルッツかわさき』の愛称でオープンしました。

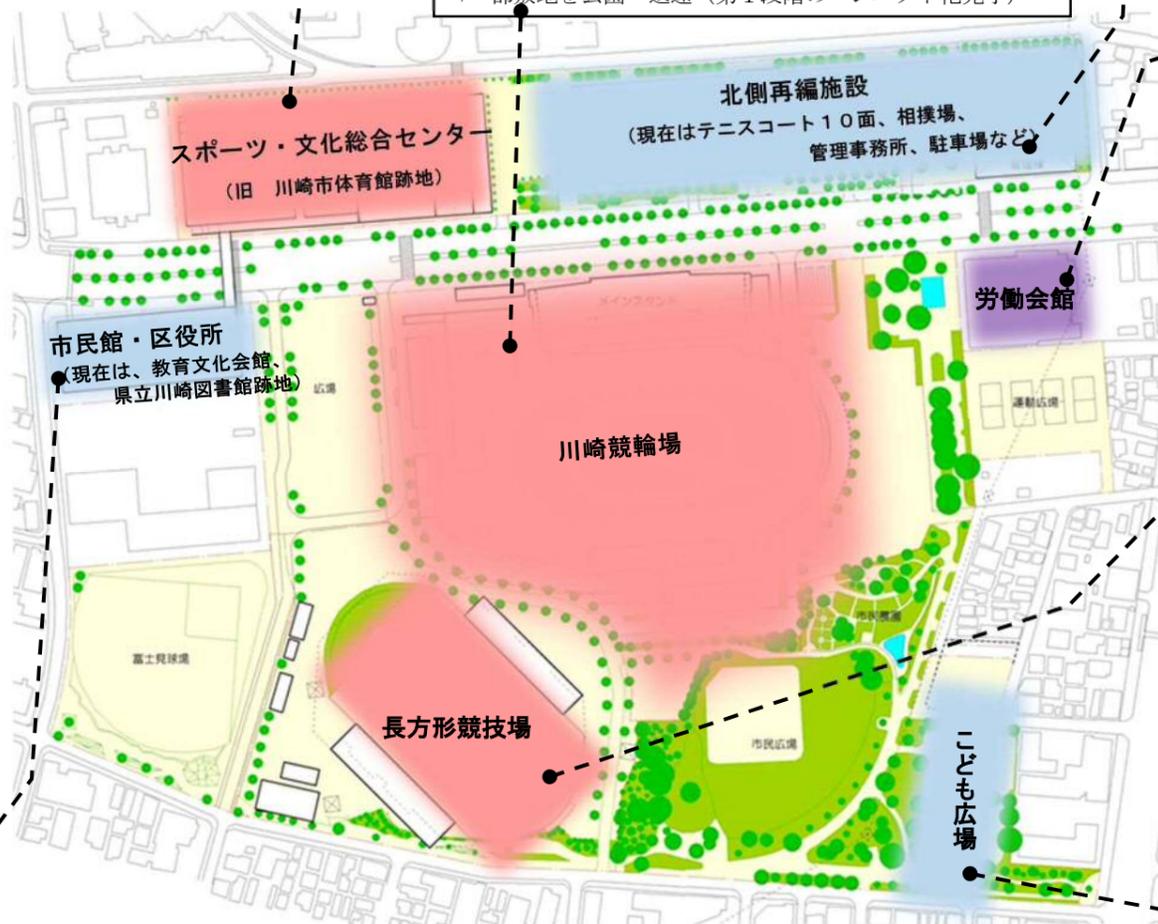
こども広場は、親子で楽しむことのできる広場として平成18年度に中島保育園跡地部分を整備しました。また、一体的な広場空間として整備する予定の隣接する北側民有地を平成27年度に取得し、今後、区画道路を挟んだ現状の敷地形状の改善に向けて、道路の付替え等を行う予定です。

市民館・区役所や北側再編施設（児童プール・テニスコート・相撲場・駐車場）、エントランスゾーンや公園北側広場、プロムナード、長方形競技場周辺などの公園の大部分は、現在未整備の状態となっています。

教育文化会館および県立川崎図書館跡地



- 基本計画では、市民館・区役所を整備予定
- 教育文化会館の大ホール機能は、スポーツ・文化総合センターへ移転
- 県立川崎図書館は KSP へ移転(建物は現在存置)
- 現在は、教育文化会館内に市民館機能が残る



（２）事業を取り巻く状況変化

実施計画策定後、現在までの事業を取り巻く主な状況変化は以下のとおりです。

①県立川崎図書館の移転

県立川崎図書館は、「かながわサイエンスパーク」(KSP)へ移転し、平成30年5月に新たな県立川崎図書館が開館しています。現在の富士見周辺地区にある県立川崎図書館の建物は平成29年12月に休館して以降、建物のみが残っている状況です。今後は、建物の除却に向けた取組を進めていくことになります。

②教育文化会館の老朽化及び教育文化会館大ホールの閉鎖

教育文化会館は、昭和42年に「産業文化会館」として設立されており、外壁の剥離等が発生するなど施設・設備の老朽化への対応が必要となっています。

また、教育文化会館の大ホール機能を備えたスポーツ・文化総合センターが平成29年10月にオープンし、現在の教育文化会館の大ホールは、平成30年3月に閉鎖しました。

そのため、教育文化会館には、平成30年度以降、大ホールを除いた市民館機能のみが残っています。

③川崎区役所移転の緊急性が低下

川崎区役所は、基本計画策定当初は、庁舎狭隘などにより移転に向けた取組が課題となっていました。平成23年度に市税部門がかわさき市税事務所に移転し、庁舎狭隘の問題が一定の解消をされたことから、現在は移転の緊急性が低下しています。

④公園における民間活力導入によるまちの賑わい創出等の取組

近年、全国各地で、公園などの公共空間について、民間による収益目的の利用を積極的に認め、収益の一部を施設の維持・管理に充当することによる管理の高質化に加え、まちの賑わい・交流の創出等を可能とする取組が進められています。平成29年6月には、都市公園法が改正され、「都市公園の再生・活性化」に向けた取組をより一層推進する環境が整備されました。

これらの状況を踏まえ、本市の公園でも、民間活力導入によるまちの賑わい創出に向けて検討を進めています。

⑤富士見中学校の生徒数、学級数の増加

富士見中学校は、計画当初と比べ、生徒数が約120名(H20:619名→H30:740名)、学級数が4つ(H20:21学級→H30:25学級)増加しています(※生徒数、学級数ともに特別支援学級を含む)。

学校敷地が狭隘な状況にある富士見中学校のグラウンドの確保については、段階的に対応を図ってきましたが、生徒数の増加により増築校舎を建設するなど、近年の状況変化を踏まえると、教育環境の向上の必要性がより一層高まっています。

<7. 富士見周辺地区における公共施設再編の方向性>

これまでの整備状況や事業を取り巻く状況変化を踏まえ、「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」を平成30年3月に取りまとめました。

(1) 富士見公園の整備・管理の方向性

公園の整備・管理手法への民間活力導入に向けた取組や、実施計画策定後、一定の期間が経過したことを踏まえ、富士見公園の整備・管理の方向性を以下のとおり整理しました。

- ★富士見周辺地区整備基本計画及び実施計画の公園全体のコンセプトは維持
- ★公園の整備・管理に民間活力を導入し、まちの賑わい創出や維持管理費の低減等に向けて検討
- ★必要な機能や配置、駐車場の必要台数等について再検討

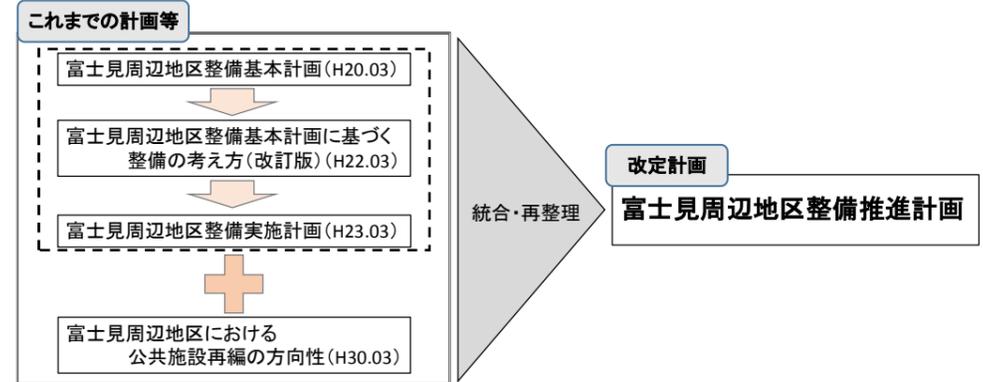
(2) 教育文化会館及び県立川崎図書館敷地の活用の方向性

事業を取り巻く状況変化を踏まえ、市民館・区役所の複合化計画を見直すとともに、富士見周辺地区の課題である公園本来の緑地・広場が少ない状況や富士見中学校の教育環境向上の必要性を踏まえ、教育文化会館及び県立川崎図書館敷地の活用の方向性を以下のとおり整理しました。

- ★市民館・区役所の複合化の計画を見直す
- ★“富士見の顔”に相応しい活用となる様、多様な活用が可能な市民利用施設の検討を進める
- ★市民利用施設と富士見中学校のグラウンド機能の両立を検討

<8. 富士見周辺地区整備推進計画の位置づけ>

富士見周辺地区では、平成20年3月の基本計画策定以降、段階的に計画等を策定してきましたが、「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」を踏まえ、これまでの計画等を統合・再整理し、「富士見周辺地区整備推進計画」として改定します。



3. 計画対象地域の整備にあたって

<1. 整備推進の基本的な考え方>

計画対象地域には、市民利用施設が集積しており、市民の活動の拠点となっていますが、前述のように多くの課題を抱えています。これらの課題の解決を図るため、引き続き、基本計画からの富士見公園のコンセプト(将来像)や整備目標等を継承し、総合的・一体的な整備を行い、「都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」をめざします。

整備推進の基本的な考え方

将来像 緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園

【整備目標①】富士見公園の再生
【整備目標②】スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

～整備の基本方針～

<整備方針>

- 緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出を図る。
- 海への軸・多摩川への軸をつなぐ緑の拠点にふさわしい景観の創出を図るとともに、地域全体の回遊性の確保にも配慮した一体的な空間の創出を図る。
- 開放的で緑豊かな空間の創出を図る。
- 快適に散策できる、回遊性の高い歩行空間の創出を図る。
- 可能な限り公園区域を拡大し、安全でゆとりのある緑のオープンスペースの創出を図り、公園機能の向上に努める。
- 施設と公園とが一体となった、賑わい機能の創出を図る。

<富士見公園の再生に向けた機能配置の考え方>

- 交流の場となるエントランスゾーン
- 緑豊かなスポーツ活動ゾーン
- 緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン
- 活気あふれるレジャー・多目的ゾーン
- 立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン
- 海への軸、多摩川への軸

<2. 計画対象地域の整備の進め方>

前述の「整備推進の基本的な考え方」を踏まえ、公園整備全体の調整を図り、公園内の各ゾーンにおける緑地・広場空間の整備を円滑に進めるため、「実施計画」で整理した「公園整備の基本方針に基づく整備の進め方」に、「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」の内容を補完し、「計画対象地域の整備の進め方」として次のとおり整理しました。

■計画対象地域の整備の進め方

1 緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出

老朽化した市民利用施設等公共施設の再整備やコンパクト化、多目的化等により、富士見公園の拠点性にふさわしい多様な機能の充実を図るとともに、緑地・広場の確保など、公園としての本来の機能の増進を図り、市民が憩い、活動できる空間として、エントランスゾーンをはじめとする緑地・広場の整備を推進します。

2 緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出

「緑の基本計画」における、緑と水のネットワークの要としての緑の核を形成するため、新たな広場の確保や施設の整備と合わせた良好な緑の空間を創出し、都心における総合公園として魅力ある一体的な空間を創出するとともに、量感のあるまとまった緑の導入や緑の拠点にふさわしい景観の整備を推進します。

3 開放的で緑豊かな空間の創出

公園利用者や周辺住民にとってオープンで開放性のある緑豊かな公園として、多くの市民が集い、文化、スポーツ、レクリエーション等による交流を通じて、多世代の人々がふれあえる活気あふれる活動の拠点形成に向けた整備を推進します。

4 回遊性の高い歩行空間の創出

公園としての本来の機能の増進を図り、広場空間と施設が一体となって、快適な歩行空間となるプロムナードなどの歩行者動線を計画的に配置し、まとまりや回遊性を確保した静かで落ち着いた散策空間の整備を推進します。

5 安全でゆとりのある緑のオープンスペースの創出

緑のオープンスペースによる多様な機能を活用し、防犯やバリアフリー等に配慮した安全・安心な誰でも利用できる日常生活における憩いの場としての機能を充実するとともに、大規模な公園における防災機能に着目し、地域防災計画等の位置づけを踏まえながら、災害時の避難場所として周辺施設と連携した、防災機能を向上させた公園の整備を推進します。

6 賑わいの創出と効率的・効果的な管理運営

充実した緑地・広場の整備や市民利用施設等公共施設の連携活用により、様々な活動・イベントに対応できる場の確保や、カフェ等の軽食サービスの場の充実など、高齢者から子どもまで幅広い年齢層が利用しやすい賑わいのある公園空間の整備を推進します。また、民間活力の導入（施設の設置管理許可制度の活用や公募設置管理制度の導入、公園への一体的な指定管理者制度の導入など）を積極的に進め、賑わい機会を効果的に創出するとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指します。

<3. エリア別整備方針>

「実施計画」で整理した基本的な考え方を踏襲し、富士見中学校北側エリア（教育文化会館および県立川崎図書館敷地）や労働会館の再整備など、事業を取り巻く状況変化を踏まえた新たな考え方を追加し、エリア別整備方針として整理しました。

（1）整備にあたって配慮すべき公園機能

公園として緑地・広場などを整備する場合には、それらの緑地・広場などが持つ様々な機能に配慮しながら整備を進めていく必要があります。ここでは、富士見公園の特性を踏まえ、重点的に配慮すべき公園機能として、「日常的な公園機能」、「イベント等に活用可能な公園機能」、「附帯施設機能」及び「大規模な公園における防災機能」に分けて整理しています。

①日常的な公園機能

公園本来の機能である緑豊かな緑地・広場の確保によって、市民・来訪者・周辺住民の憩いや語らいの場として、都心のオアシスとなるような日常的な交流の場として公園機能が充実するよう整備を推進します。

具体的な整備にあたっては、多目的な空間による交流の場や、緑にふれあえる憩いの場など、それぞれの特性に応じた空間整備を行うことが重要であり、憩いや語らいなどの交流を快適に行うことができるような樹木の配置、快適に散策ができるような緑豊かな園路や、公園利用者の利便性に寄与する公園施設の整備などを検討していきます。

②イベント等に活用可能な公園機能

都心における総合公園として富士見公園は、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を整備目標に掲げており、市民利用施設等公共施設と連携しながら、公園空間においても様々なイベントなどで活用可能な緑地・広場空間となるよう整備を推進します。

具体的な整備にあたっては、交流の場となるエントランスゾーンについて、川崎駅周辺の回遊性向上にも寄与する市民祭りなどの大規模なイベントが開催可能となるような賑わいのある広場空間の整備を検討するとともに、緑地・広場が周辺の市民利用施設等公共施設と連携することにより効果的に公園機能を向上できるよう、相互に調整しながら整備を検討していきます。

③附帯施設機能

駐輪場等の附帯施設機能については、公園全体の動線などに配慮しながら、緑の拠点にふさわしい景観となるよう、公園と調和した整備を推進します。

具体的な整備にあたっては、自転車利用のない場合に公園空間に溶け込むようなデザインとなるよう駐輪スペースの配置など、公園と調和した整備を検討していきます。

④大規模な公園における防災機能

一般に公園・緑地は、憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、避難場所・避難路や延焼防止のオープンスペースとして機能します。また、ヘリポート・緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たします。市ではこのような機能や役割を踏まえ、公園・緑地のオープンスペースの確保に努めるとともに、広域的な防災の拠点となる大規模な公園や緑地の整備を進めています。中でも特に広域避難場所として指定されている富士見公園については、公園の重要な機能である防災機能を充実させるとともに、市民利用施設等公共施設の再編整備においても、地域防災計画等との連携を図りながら防災機能を付加するよう、整備の機会をとらえて防災機能を充実させていく必要があります。

大規模な公園における防災機能については、地域防災計画等との調整をはじめ、運営方法を含めた幅広い検討が必要となることから、公園として拡張整備する部分における防災機能の充実に向けた検討も含め、各施設における防災機能の拡充・見直しなどの継続的な検討を進めながら、公園整備や施設更新の機会をとらえた取組を推進していきます。

(2) エリア別整備方針

「実施計画」において設定した10ヶ所のエリアに加え、教育文化会館および県立川崎図書館敷地を「富士見中学校北側エリア」として新たに位置付け、各エリアの整備方針を整理しました。

なお、「実施計画」における「公園再生の基本的な考え方」において、重点的な整備を行うこととした、公園の顔づくりとなる「エントランスゾーン」と「プロムナード」に加え、『富士見の顔』となる恵まれた場所に位置する「富士見中学校北側エリア」を重点整備エリアと位置付け、公園再生に向けた中長期的な整備手順を検討する際に、公園整備における基幹的な事業となるよう、市民利用施設等公共施設の再編と調整を図りながら、全体の整備を誘導していくこととします。

これらのエリアの範囲は概ねの位置を示すものであり、各エリアの境界部分は、互いに隣接するエリアや公園施設と調整しながら、連続した公園空間として整備していく工夫が必要となります。



番号	図の凡例 (各エリア)	
A	エントランスゾーン (バスロータリー機能)	【重点整備エリア】
B	富士見中学校北側エリア (教育文化会館および県立川崎図書館敷地)	【重点整備エリア】
C	公園北側エリア	
D	イチョウ並木	
E	プロムナード (周遊園路)・南側緑地・広場	【重点整備エリア】
F	コミュニティガーデン「はぐくみの里」	
G	こども広場	
H	労働会館南側民有地	
I	市民広場	
J	長方形競技場周辺	
K	富士見球場	

A エントランスゾーン (バスロータリー機能)

- ◎富士見の顔となり、イベントや交流の場となる多目的広場を整備します。
- ◎緑に囲まれながら開放感のある広場空間を整備します。
- ◎公園と調和し、大規模な集客に対応できるバスロータリー機能を配置します。

エントランスゾーンは多くの市民が憩い、活動できる「富士見の顔」となる重要な部分であり、公園本来の機能である緑地・広場の確保を行いながら、日常的な交流の場としての利用や、様々なイベントでの多目的利用などを想定し、観光にも寄与するようなイベント開催可能な広場空間として整備を進めます。

また、競輪場の第1段階のコンパクト化により創出される公園空間を活用し、大規模な集客に対応できる公園内のバスロータリー機能を備えた広場空間を計画的に整備し、都心における総合公園としての利便性に配慮した整備を進めます。

整備にあたっては、隣接する重点整備エリアである「富士見中学校北側エリア」とあわせて「富士見の顔」となるエリアであることから、「富士見中学校北側エリア」との景観上の連続性や、一体感のある空間形成に配慮した植栽やベンチ等の公園施設の配置などを検討した上で、富士見公園全体の魅力向上につながる整備を検討していきます。また、災害時における大型車両の滞留を想定した耐久性の確保についても検討します。

B 富士見中学校北側エリア (教育文化会館および県立川崎図書館敷地)

- ◎富士見の顔に相応しい活用となる様、多様な活用が可能な市民利用施設とします。
- ◎富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な空間とします。
- ◎時間的または空間的にシェアすることにより市民利用施設とグラウンド機能を両立します。

富士見中学校北側エリアは、富士見公園のエントランスに隣接するなど、「富士見の顔」となる恵まれた場所に位置しています。また、富士見周辺地区には公園本来の緑地や広場が少ないという課題があり、『緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス』の実現やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を進める必要があります。そのため、富士見中学校北側エリアは、広く市民利用が可能なオープンスペース機能など、多様な活用が可能な市民利用施設を検討します。

また、隣接する富士見中学校は、基本計画策定当初より、グラウンド面積が不足しています。さらに、富士見中学校は、基本計画策定時と比べ、生徒数が約120名、学級数が4つ増加するなど教育環境向上の必要性がより一層高まっています(生徒数、学級数ともに特別支援学級を含む)。そこで、富士見中学校北側エリアについては、市民利用施設としての機能に加え、富士見中学校のグラウンド機能としての活用も可能な整備を行い、時間的または空間的にシェアすることにより、両機能を両立させることを検討します。

なお、エントランスを象徴する「富士見の顔」に相応しい視認性の高いシンボルツリーを配置するなどし、活気や憩いの空間となるオアシスを実現します。

C 公園北側エリア (スポーツ・文化総合センター東側)

- ◎市民が様々な利用できる緑に囲まれた空間を整備します。
- ◎スポーツ・文化総合センター、公園施設との調和を図りながら整備を推進します。

公園北側エリアは、富士見通りと公園北側を南北に移動でき、市民が様々な利用できる緑に囲まれた多目的空間として整備を進めるとともに、緊急時の大型車両停車スペースの確保等も検討していきます。

具体的な整備にあたっては、スポーツ・文化総合センターや東側公園施設との調和を図りながら緑豊かな空間を形成するように整備を進めます。

D イチョウ並木 (富士見通り沿道)

- ◎整然と樹木の並んだ景観軸の形成をめざして整備を進めます。

富士見通り沿道は、イチョウを主体とした街路樹が整然と並び、富士見周辺地区を特徴づける良好な景観を形成しています。

そこで、富士見公園全体の奥行のある緑豊かな空間形成の取り組みと連携させながら、現状を可能な限り維持し、公園南側のプロムナードとの景観上の連続性に配慮した、さらに良好な景観軸の形成をめざして整備を進めていきます。

E プロムナード（周遊園路）・南側緑地・広場

◎ジョギングや散歩など、市民が往来する緑豊かな園路・広場を整備します。

◎緑豊かな憩いと語らいの緑地・広場を整備します。

プロムナードは回遊性のある空間として新たな「富士見の顔」となる重要な部分であり、エントランスゾーンから各ゾーンへの誘導を行う主要な歩行者専用通路となります。この周遊園路の整備により、ジョギングや散歩など、市民が往来する緑豊かな空間が形成され、周辺の緑地や広場と調和した公園内の回遊空間が実現することになります。

具体的な整備については、競輪場コンパクト化後の南側や東側の空間をプロムナードと一体となった緑地・広場として整備することで、緑豊かな憩いと語らいの空間を実現できるため、公園区域拡大に向け、緑の拠点にふさわしい景観を創出できるよう、計画的に整備していくことが重要となります。

また、イベントでの利用が可能となるとともに、災害時には広域避難場所として緊急車両等の通行が想定されることから、プロムナードの幅員、経路、路面仕上げ、植栽等の構成等に十分配慮しながら整備を検討していきます。

F コミュニティガーデン「はぐくみの里」

◎地域コミュニティづくりの拠点施設として維持・整備していきます。

コミュニティガーデン「はぐくみの里」は、公園内に農ある風景の創出と地域の方々との触れ合いによる公園の活性化を目的に整備されており、市民の方々の協力により運営されています。

今後は、競輪場東側の緑地・広場やプロムナード整備による空間との調整を図り、維持・整備を行っていきます。

G こども広場

◎親子で楽しむことのできる広場として維持・整備していきます。

こども広場は、現在、中島保育園跡地部分と合わせて親子で楽しむことのできる広場として整備されており、多くの方々に親しまれています。

今後は、北側に隣接している用地を公園として拡張整備し、一体的な広場空間として整備するとともに、防災機能の充実にに向けた検討を行っていきます。

また、公園利用者の安全性等の観点から、区画道路を挟んだ現状の敷地形状の改善を目的とする公園整備の関連事業として道路の付替えを行い、安全・安心な広場として整備していきます。

H 労働会館南側民有地

◎富士見中学校北側エリアの活用状況を踏まえ、公園用地としての必要性を継続的に検討します。

労働会館南側の民有地については、現在、富士見中学校における教育環境の向上を図るため、富士見中学校の暫定グラウンドとして借用しています。

一方で、富士見中学校北側エリアは、市民利用施設としての機能に加え、富士見中学校のグラウンド機能としての活用も可能な整備を行い、時間的または空間的にシェアすることにより、両機能を両立させることを検討することとしており、富士見中学校の教育環境の向上という課題解消に向けた取組を進めることとしています。そこで、今後の富士見中学校北側エリアの活用状況を踏まえ、労働会館南側民有地については、将来的な公園用地としての必要性について継続的に検討を行うこととします。

I 市民広場

◎市民が憩い、語らうことのできる広々とした芝生の広場として維持・整備します。

市民広場は、現在、球技等の利用ができる広場として整備されており、多くの方々に親しまれています。

今後は、特に市民広場の外周部分について、公園全体のプロムナードの整備と調整を図り、エントランス広場側からのアプローチに配慮した空間とすることで、より一層、市民が憩い、語らうことのできる広々とした芝生の広場となるよう、維持・整備していきます。

J 長方形競技場周辺

◎周辺に緑を配置したスポーツ活動の拠点となる賑わい空間を整備します。

川崎富士見球場は、平成26年度に長方形競技場として整備され、平成27年2月にネーミングライツ契約を締結し、「富士通スタジアム川崎」という愛称で親しまれています。一方で、現状では、競輪場との間に位置する駐車場やフェンス等にさえぎられ、総合公園としての一体性が確保された空間とはなっていません。

今後は、東側の市民広場への動線を確保することで、富士見公園全体を効果的に活用できるようになることから、長方形競技場周辺を競技場としての敷地のみならず、公園にふさわしい空間として効果的に整備していくことが重要となります。

このような状況を踏まえ、公園全体を効果的・効率的に整備するためには、富士見公園の顔として重点的な整備を進めるプロムナード空間の整備と十分に整合を図る必要があります。

具体的な整備にあたっては、周囲に緑を配置したスポーツ活動の拠点となる賑わい空間としての整備をめざしていきます。

K 富士見球場

◎富士見中学校の教育環境の向上と連携した野球場をめざします。

富士見球場は、利用枠の拡大や散水設備の充実など、隣接する富士見中学校における教育環境の向上を図る取組を行ってきており、引き続き市民利用と学校利用の調整等を行っていきます。

4. 市民利用施設等公共施設の整備方針

<1. 施設の再編整備に向けた基本的な考え方>

市民利用施設等公共施設の再編にあたっては、緑のある都心のオアシスとなる公園の実現に向けて、屋上や壁面の緑化などにより公園との一体性を確保しながら、施設と緑地・広場等のオープンスペースが一体となったまとまりと開放性のある公園となるように、富士見公園全体としての景観形成に十分配慮していく必要があります。

特に、公園施設として整備する施設については、施設と公園が一体的に賑わい機能を創出し、公園機能の向上に寄与するような工夫が必要となります。

これらの施設の整備にあたっては、太陽光や風力などの自然エネルギーの活用や雨水の利用など、環境に配慮した計画を推進していきます。

<2. 各施設の整備方針>

(1) テニスコート・共用駐車場・児童プール・相撲場

稼働率の高いテニスコートは整備前の12面を維持し、公園北側内で移設して整備することを基本とします。

共用駐車場については、「実施計画」においてテニスコート下部への多層化を検討することとしていましたが、膨大な整備費用が見込まれることから、交通計画上の検討や法的制約などを総合的に判断し、民間活力の導入検討と連携を図りながら、多層化の実現可能性について検討していきます。

児童プールについては、管理運営コストやシーズン以外での有効活用の可能性などを検証し、民間活力の導入の検討に合わせて再整備について検討していきます。

また、相撲場については、公園内で再編整備します。

各施設の具体的な整備にあたっては、施設の緑化や周辺の緑地・広場の整備との連携により、緑豊かな空間の創出に配慮します。

各施設の整備位置・規模等については、各施設の連携や円滑な入庫・出庫など自動車動線等に配慮しながら、民間活力の導入の検討に合わせて詳細な検討を行っていきます。

(2) 駐車場

各施設の駐車場については、附置義務駐車台数を基本としながらも、各施設の駐車需要を踏まえ、互いに隣接した施設という利点を活かし、需要調整や共用駐車場の考え方を取り入れることで、過大な整備とならないようしていきます。

また、駐車台数については、施設利用者の利便性を考慮し、各施設の附置義務駐車台数は施設に整備する一方、公園全体として利用できる共用駐車場を整備することとし、「実施計画」で想定した駐車台数を再精査します。

(3) 川崎競輪場

川崎競輪場については、既存バンクを活用しながら、段階的なコンパクト化を進め、平成30年10月には第1段階のコンパクト化が完了しています。この競輪場のコンパクト化によって、市民に親しまれる公園空間を可能な限り創出するとともに、多目的な市民利用として、競輪場の敷地やバンク内の有効活用などにより、イベントでの利用や市民開放を進め、市民に親しまれるための工夫や、イメージアップ、さらには防災等のまちづくりにおける貢献についても、引き続き、検討を進めていきます。

将来のコンパクト化については、競輪事業の経営体質強化を図りつつ、社会経済環境の変化に適切に対応しながら、まちづくりの視点や競輪事業の長期的展望を視野に入れ、公園と共存・調和する持続的な事業運営等、将来の競輪場のあり方を継続的に検討していくこととします。また、今後、競輪場が多目的に利用できる公園施設とみなせた段階では、都市公園区域に編入することもあわせて検討します。

また、競輪開催時における公共交通機関の活用を推進するため、競輪場西側におけるバスロータリー機能や車両動線の配置を具体的に検討していきます。

具体的な整備にあたっては、公園利用者や競輪場利用者の動線、緑地・広場の確保、さらには富士見公園の玄関口にふさわしい景観形成に配慮していきます。

(4) 長方形競技場

川崎富士見球技場は、平成26年度に「実施計画」等に基づき長方形競技場として、人工芝の導入やスタンド席約3,800席、芝生席約200席の整備を完了しています。また、平成27年2月にネーミングライツ契約を締結し、「富士通スタジアム川崎」という愛称で親しまれています。

今後は、魅力あるまちづくりという観点から賑わいや回遊性、さらに広域避難場所としての整備という観点から防災機能の充実など、エリア全体のイメージアップにつながるような取組を検討していきます。

(5) 労働会館

「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」において、富士見中学校北側エリアでの市民館・区役所の複合化計画を見直したこと等、市民館機能を有する教育文化会館を取り巻く状況の変化や市民の継続的な施設利用等を考慮し、現在、教育文化会館にある市民館機能は、既存施設である労働会館への移転に向けて検討を進めます。

具体的な整備内容については、利用者の意向を踏まえつつ、関係部署で検討していきます。

5. 整備推進にあたっての基本方針

<1. 公園区域等の方針>

これまで、「基本計画」や「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）」、「実施計画」を踏まえ、富士見公園の再生という目標を実現するため、公園全体で整形化を図り、総合公園として望ましい区域となるよう都市計画法に基づく都市計画区域や都市公園法に基づく都市公園区域の変更等の手続きを進めてきました。

主な変更の経過としては、平成20年3月には川崎競輪場を都市公園区域から除外し、平成23年11月には、労働会館南側の民有地を都市計画区域に編入し、富士見中学校北側エリア（教育文化会館および県立川崎図書館敷地）を都市計画区域から除外しています。

一方で、事業を取り巻く状況変化を踏まえ、「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」において、富士見中学校北側エリアについては、オープンスペースなど市民利用施設としての機能に加え、富士見中学校のグラウンド機能としての活用も可能な整備を行っていくこととしており、富士見中学校北側エリアは、富士見公園と一体で整備・管理を行うことが効率的であることが考えられます。

そこで、今後の富士見中学校北側エリアの活用状況を踏まえ、現在、富士見中学校の暫定グラウンドとして使用している労働会館南側民有地を含めた、公園区域のあり方について、継続的に検討を行うこととします。

<2. 動線等の方針>

動線計画については、市民利用施設等公共施設の計画、駐車場・駐輪場の計画等を総合的に勘案して検証を行う必要があるため、今後、安全かつ円滑な歩行者動線・自動車動線を念頭に置きつつ、民間活力の導入検討と連携を図りながら、動線計画や駐車場・駐輪場の配置等について検討を進めていきます。

(1) 歩行者動線

公園北側エリア（スポーツ・文化総合センター東側）については、富士見通りと公園北側を南北に移動でき、市

民が様々な利用できる緑に囲まれた多目的空間として整備します。公園南側については、川崎競輪場周辺や長方形競技場周辺の回遊性を確保することをめざし、プロムナードを整備していきます。

歩行者動線は、富士見公園内の施設の管理・安全面に配慮しつつ、各施設を連絡し、公園内を回遊できる園路計画を検討する必要があります。そこで、具体的な園路の検討にあたっては、隣接エリアと連携した安全で快適な空間をめざします。園路整備にあたっては、歩行者の安全性を確保するため、生活上必要な自転車動線を除き、原則として歩行者専用とします。

(2) 自動車動線（平常時）

富士見公園内の自動車動線としては、大規模集客施設における関係車両など、大型車の利用が想定されるため、こうした状況に配慮した動線を確保します。その際、動線計画として、エントランスゾーンに配置するバスロータリー機能における大型車動線について詳細な検討を行っていきます。

具体的な整備にあたっては、公園内の施設として、緑豊かな空間に調和するような整備をめざしていきます。また、災害時における大型車両の動線を想定し、耐久性の確保などを検討するとともに、公園全体の管理用車両、各施設への資機材等の搬入車両の動線については、安全性や利便性に配慮して検討していきます。

(3) 自動車動線（災害時）

災害時の動線計画については、安全な広域避難場所として必要な幅員や滞留スペースを確保することが必要であり、富士見周辺地区が様々な防災機能を有していることを踏まえると、整備にあたって、防災機能についての計画的な配慮が必要となります。

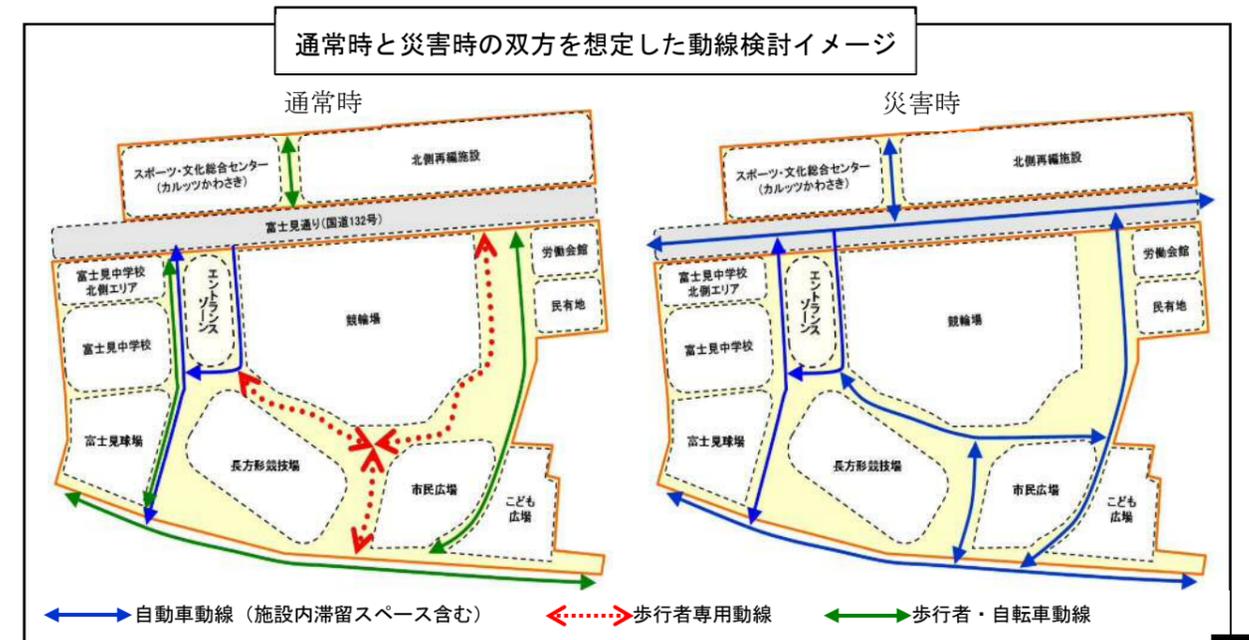
具体的には、回遊性の高い快適な歩行空間として整備するプロムナードにおいては、災害時における緊急車両の通行可能な幅員、経路、路面仕上げ、植栽等の構成等となるよう配慮することや、市民が憩い、活動できる空間として整備するエントランスゾーンなどの広場空間においては、災害時における大型車両の滞留を想定した耐久性の確保を検討することなどがあげられます。

(4) 自転車動線

自転車動線については、「基本計画」において、歩行者の安全を確保しつつ、公園の東西方向及び南北方向を連絡する自転車動線を確保することとしています。また、富士見通りにおける自転車通行帯の整備なども踏まえつつ、富士見周辺地区全体を連絡し、生活上必要とされる自転車動線の整備が求められています。

そのため、公園内を回遊する歩行者用園路との機能分担や、歩行者と自転車の通行空間の区分などの工夫を行いながら、今後、公園内の各施設の整備の段階に合わせて、具体的な検討を進めていきます。

なお、駐輪場は川崎駅周辺を含めたまちづくりにおける重要課題の一つであることから、公園利用者の実態なども踏まえ、附置義務駐輪台数を適切に整備していきます。その際、公園全体の自転車動線からのアプローチを基本に、利用者の利便性や歩行者の安全等に配慮し、各施設の付近に、適切に配置するよう、今後詳細に検討していきます。



< 3. 景観形成の方針 >

富士見周辺地区は、広域拠点として整備を進めている川崎駅周辺をはじめとする周辺のまちづくりと連携しながら、緑のある都心のオアシスとなる公園の実現に向けて、富士見公園全体としての景観形成に十分配慮していく必要があります。そのため、公園全体を段階的に整備していく中で、公園の魅力形成に資する公共空間となるよう、景観形成について全体の整合を図りながら進めていく必要があります。

景観の検討にあたっては、川崎市景観計画に基づき、各施設及び公園整備の景観形成の検討を進めていきます。検討にあたっては、次の項目を中心に整合を図っていきます。

①景観軸

現在、富士見通りはケヤキを中心とする樹木により、緑の並木の景観軸を形成しており、川崎駅からの軸と、海への軸と連携させながら、景観軸の形成をめざしていきます。

また、公園内では、歩行者の回遊空間として重点的に整備を進めていくプロムナード（周遊園路）を緑の軸として、富士見公園としての個性ある景観軸の形成をめざしていきます。

②ゾーニング

各施設のゾーンに対応した空間構成やデザインコンセプトを検討するため、「基本計画」における富士見公園のゾーニングに基づき、文化・教育、交流、活気、スポーツ活動、憩いと語らい等の機能や性格をデザインの手がかりとして検討していきます。

< 4. 防災機能の導入方針 >

広域避難場所として指定されている富士見公園は、広域的な防災の拠点となる大規模な公園として、公園の重要な機能である防災機能を充実させるとともに、市民利用施設等公共施設の再編整備においても、地域防災計画等との連携を図りながら防災機能を付加するよう、整備の機会をとらえた防災機能の充実を検討していきます。

①川崎市地域防災計画における防災機能

川崎市地域防災計画において、富士見公園及び各施設における災害時の防災機能は、周辺施設も含め、次のように位置付けています。これらの機能は、現在の施設の状況を踏まえた位置づけとなっており、富士見周辺地区の再編整備の状況を踏まえ、複合的な相互利用や新たな整備される施設や公園空間における防災機能の検討など、段階的な整備に合わせ、必要に応じて見直していくこととします。

②公園再生における防災の考え方

公園再生にあたっては、都心における「広域避難場所」として、災害時の避難や救援活動・物資受入れ等の拠点となるオープンスペースの確保を行うとともに、延焼防止などの観点から優れた防災機能を有する緑化の推進を行っていきます。また、地区内には、災害時の拠点となる市民利用施設等公共施設が多く立地しており、災害応急活動に必要な「臨時離着陸場（ヘリポート）」として市民広場が指定されています。

これらを踏まえ、整備にあたっては、応急活動期における応急仮設住宅建設可能候補地としての対応を視野に入れた検討や、災害応急対応の際に必要な機能を果たすような災害時動線を計画的に確保するなど、防災上の配慮を行っていきます。

災害発生時に情報拠点や応急復旧活動の中核的な拠点等となる市民利用施設等公共施設は、防災上極めて重要であるため、建築物の安全対策を進めるとともに、災害応急対応において必要な機能を整備していきます。

③広域的な視点による検討

大規模な公園である富士見公園を含む富士見周辺地区を広域的な防災の拠点として有効に活用し、同時発生的に起こる災害に対してそれぞれの場所や施設で適切に役割分担しながら広域的な視点で運用できるよう検討を行っていきます。

川崎市地域防災計画で位置付けられている防災機能

施設名	地域防災計画上の防災機能
①富士見公園	広域避難場所
②スポーツ・文化総合センター	遺体安置所、風水害時避難所補完施設
③スポーツ・文化総合センター前	災害時応急給水拠点
④富士見中学校	避難所（地域防災拠点）、津波避難施設、災害時応急給水拠点、
⑤宮前小学校	避難所、津波避難施設、災害時応急給水拠点
⑥富士見球場	消防機関の活動拠点
⑦川崎競輪場	広域避難場所、津波避難施設
⑧長方形競技場	広域避難場所、津波避難施設
⑨かわQホール	風水害時避難所補完施設
⑩市民広場	臨時離着陸場（ヘリポート）
⑪富士見通り	緊急交通路指定想定路線、緊急輸送道路
⑫労働会館	区災害ボランティアセンター設置候補施設、風水害時避難所補完施設
⑬教育文化会館	区災害ボランティアセンター設置候補施設、風水害時避難所補完施設、津波避難施設、帰宅困難者用一時滞在施設
⑭市立川崎病院	災害拠点病院、臨時離着陸場（ヘリポート）
⑮川崎区道路公園センター	区備蓄倉庫
⑯川崎競馬場	広域避難場所、他都市等からの応援の活動拠点、重傷者等の後方搬送拠点、臨時離着陸場（ヘリポート）、津波避難場所
⑰川崎競馬場（駐車場）	自衛隊の活動拠点
⑱南部身体障害者福祉会館	津波避難施設

< 5. パークマネジメントの導入方針 >

富士見周辺地区では、数多くの施設が立地していますが、総合公園としての魅力を高めるため、市民の利便性向上や経営的視点から、持続可能なカタチで効率的・効果的に維持管理していくことが求められます。

そこで、「川崎市 緑の基本計画」で定める『公園等への民間活力導入に向けた方針』を踏まえ、**民間活力の導入（施設の設置管理許可制度の活用や公募設置管理制度の導入、公園への一体的な指定管理者制度の導入など）を積極的に進め、賑わい機会を効果的に創出するとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指します。**具体的には、民間活力の導入可能性などの市場調査を行い、最適な手法について検討していきます。

< 緑の基本計画で定める「公園等への民間活力導入に向けた方針」 >

- ◎公園利用者に質の高い広場空間を提供するために、オープンスペースを有効活用し、賑わいを創出する
- ◎公園の魅力を高めることで個性と活力のあるまちづくりを実現する
- ◎民間のノウハウを活かすことで更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指す

6. 今後の整備の進め方

整備スケジュール・手順の検討にあたっては、財政の平準化と費用対効果の最適化を図り、既存施設の適切な維持管理を行いながら、計画的に再編整備を進めていく必要があります。

具体的な整備スケジュール・手順については、民間活力の導入検討や、今後、関係局で策定を行う「富士見公園再編整備基本計画」等の検討状況と連携を図りながら整理していきます。